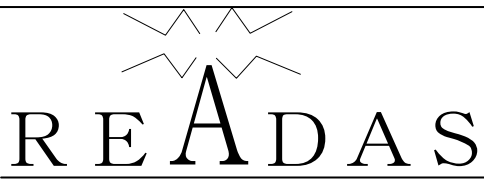


第 5192 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 3月25日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

土地等の1,000万円特別控除

Q：何年か前の税制改正で、土地を取得して何年か後に譲渡したら1,000万円の特別控除が受けられるという制度ができたので、土地を買ったのですが、適用はいつの譲渡からでしたか？

A：早ければ平成27年1月1日以後の譲渡から適用になります。

【解説】

この制度は、リーマンショック後の経済対策として、平成21年の税制改正で創設された制度です。

内容は、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（棚卸資産は対象外）で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から最高1,000万円を控除するというものです。

したがって、この要件を満たすには、次のようなこととなり、平成21年に取得した土地等については、平成27年1月以降の譲渡、平成22年に取得した土地等については、平成28年1月以降の譲渡が対象になることとなります。

- 平成21年に取得した土地等が所有期間5年超となる基準日
平成27年1月1日
- 平成22年に取得した土地等が所有期間5年超となる基準日
平成28年1月1日

